

〔改正後全文〕

府子本第474号
平成28年7月20日
第一次改正 府子本第281号
平成29年4月18日
第二次改正 府子本第769号
平成30年8月10日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第14号)の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第32号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第33号)の別紙に定める養育支援訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第34号)の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(11) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号)の別紙に定める一時預かり事業

(12) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号)の別紙に定める病児保育事業

(13) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4にお

ける「特定分」、「一般分」及び「その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)中「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(7)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(4)及び(8)中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- 2 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、毎年4月10日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

第12条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。

2 開設準備経費（改修費等）

(1) 基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円

(2) 母子保健型 1か所当たり 4,000,000円

※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。

延長保
育事業

延長保
育事業

1 一般型

(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）

延長時間区分	
1時間	18,300円
2時間	36,600円
3時間	54,900円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	10,200円	12,900円
2時間	20,400円	25,800円
3時間	30,600円	38,700円

ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）

延長時間区分	
1時間	9,400円
2時間	18,800円
3時間	28,200円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	64,400円
2時間	128,800円
3時間	193,200円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長保
育事業の
実施に必
要な経費

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2～3時間	2,190,000円
4～5時間	4,792,000円
6時間以上	5,549,000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,045,000円	1,034,000円	944,000円
	2～3時間	1,315,000円	1,287,000円	1,197,000円
	4～5時間	3,695,000円	3,644,000円	3,501,000円
	6時間以上	4,230,000円	4,157,000円	4,014,000円
その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	999,000円	988,000円	898,000円
	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円
	4～5時間	3,096,000円	3,045,000円	2,902,000円
	6時間以上	3,432,000円	3,359,000円	3,216,000円

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
	2～3時間	2,015,000円	1,210,000円	1,184,000円
	4～5時間	4,408,000円	3,399,000円	3,352,000円
	6時間以上	5,105,000円	3,891,000円	3,824,000円
その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
	4～5時間	3,308,000円	2,848,000円	2,802,000円
	6時間以上	3,821,000円	3,157,000円	3,090,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園	30分	200,000円	150,000円
	1時間	414,000円	215,000円
調 理 等	2～3時間	748,000円	399,000円
	4～5時間	1,967,000円	1,362,000円
	6時間以上	3,322,000円	2,460,000円
そ の 他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	399,000円	200,000円
	2～3時間	699,000円	349,000円
	4～5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,624,000円	1,761,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2～3時間	349,000円
4～5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	

30分	150,000円
1時間	200,000円
2時間以上	300,000円

※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。

実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 給食費（副食材料費） 生活保護世帯等に属する児童（※）1人当たり月額 4,500円 ※ 1号認定に限る</p> <p>2 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円</p>	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,238,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,306,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×25,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,306,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,306,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×53,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）
（年間開所日数－250日）×17,000円
（1日8時間以上開所する場合）

ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×17,000円

エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）
（ア）平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均
時間数×378,000円

（イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 170,000円

（2）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）
（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,847,000円
（イ）構成する児童の数が1～19人の施設 1,637,000円

イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×17,000円

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」
の年間平均時間数 × 378,000円

※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助に
ついては以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

- ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合
- ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費については平成30年度に支払われたものに限る。</p>	<p>放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>
<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 1,796,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 2,996,000円</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>

	<p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 466,000円</p> <p>※ (2) のイ及びウを除き事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	費
放課後児童健全育成事業(一般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,575,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,012,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)
	<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合 1,796,000円</p> <p>(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 3,847,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費

		<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 559,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>
放課後児童健全育成事業(その他)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	<p>1 支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額</p> <p>（1）放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 125,000円</p> <p>（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 251,000円</p> <p>（3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 377,000円</p> <p>※ 1支援の単位あたりの基準額は、878,000円を上限とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）</p>
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	<p>1 運営費</p> <p>（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,630円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,720円</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>（ア）基本分 年間延べ日数 × 900円</p>	<p>子育て短期支援事業の実施に必要な経費</p>

		<p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円</p> <p>ウ 児童の送迎の実施 箇所数 × 61,710円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円</p> <p>※ 平成30年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p> <p>(2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・家事援助 ・ 専門的相談支援 <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 1以外の市町村</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円</p>	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p> <p>4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費</p> <p>1市町村当たり 564,000円</p>	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワーク	子どもを守る地域ネットワーク	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組</p> <p>(1) 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講</p> <p>受講人数 × 80,000円</p>	子どもを守る地域ネットワーク

ネットワーク機能強化事業	ネットワーク機能強化事業	<p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1 市町村当たり 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり 660,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 1 市町村当たり 720,000円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合 1 市町村当たり 2,520,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円</p>	ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア)3~4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を合計3名以上配置する場合 5,288,000円 ・職員を合計2名配置する場合 3,917,000円 <p>(イ)5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 7,951,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 4,800,000円 <p>(ウ)6~7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 8,491,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,682,000円 <p>※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

		<p>イ 加算分</p> <p>(ア)子育て支援活動の展開を図る取組</p> <table border="0"> <tr> <td>3～4日型</td> <td>1,380,000円</td> </tr> <tr> <td>5日型</td> <td>3,255,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7日型</td> <td>2,860,000円</td> </tr> </table> <p>(イ)地域支援 1,419,000円</p> <p>(2)出張ひろば 1,468,000円</p> <p>(3)小規模型指定施設</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 基本分</td> <td>2,841,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 加算分</td> <td>1,421,000円</td> </tr> </table> <p>(4)連携型</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 基本分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～4日型</td> <td>1,863,000円</td> </tr> <tr> <td>5～7日型</td> <td>2,827,000円</td> </tr> </table> <p>イ 加算分 468,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)改修費等</td> <td>1か所当たり 4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2)礼金及び賃借料（開設前月分）</td> <td>1か所当たり 600,000円</td> </tr> </table> <p>※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。</p>	3～4日型	1,380,000円	5日型	3,255,000円	6～7日型	2,860,000円	ア 基本分	2,841,000円	イ 加算分	1,421,000円	ア 基本分		3～4日型	1,863,000円	5～7日型	2,827,000円	(1)改修費等	1か所当たり 4,000,000円	(2)礼金及び賃借料（開設前月分）	1か所当たり 600,000円	
3～4日型	1,380,000円																						
5日型	3,255,000円																						
6～7日型	2,860,000円																						
ア 基本分	2,841,000円																						
イ 加算分	1,421,000円																						
ア 基本分																							
3～4日型	1,863,000円																						
5～7日型	2,827,000円																						
(1)改修費等	1か所当たり 4,000,000円																						
(2)礼金及び賃借料（開設前月分）	1か所当たり 600,000円																						
一時預かり事業	一時預かり事業	<p>1 運営費</p> <p>(1)一般型</p> <p>ア 特別利用保育等対象以外の児童（1か所当たり年額）</p> <p>(ア) 基本分</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300人未満</td> <td>1,524,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,524,000円	一時預かり事業の実施に必要な費用																
年間延べ利用児童数	基準額																						
300人未満	1,524,000円																						

300人以上900人未満	1,680,000円
900人以上1,500人未満	3,020,000円
1,500人以上2,100人未満	4,370,000円
2,100人以上2,700人未満	5,710,000円
2,700人以上3,300人未満	7,060,000円
3,300人以上3,900人未満	8,400,000円
3,900人以上	9,740,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,378,000円
300人以上900人未満	1,610,000円
900人以上1,500人未満	2,900,000円
1,500人以上2,100人未満	4,190,000円
2,100人以上2,700人未満	5,480,000円
2,700人以上3,300人未満	6,770,000円
3,300人以上3,900人未満	8,060,000円
3,900人以上	9,350,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

(イ) 基幹型施設加算 1,020,000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ア) 平日分 400円

(イ) 長期休業日（8時間未満） 400円

(ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円

(エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）
800円

(オ) 長時間加算

（(ア)(イ)については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用）

・ 超えた利用時間が2時間未満 100円

・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円

・ 超えた利用時間が3時間以上 300円

ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）
4,300円

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分（児童1人当たり日額）

(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

- ① 平日 400円
- ② 長期休業日（8時間未満） 400円
- ③ 長期休業日（8時間以上） 800円

II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

- ① 平日
(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円
(10円未満切り捨て)
- ② 長期休業日（8時間未満） 400円
- ③ 長期休業日（8時間以上） 800円

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)
800円

(ウ) 長時間加算

I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合

- ・超えた利用時間が2時間未満 150円
- ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円
- ・超えた利用時間が3時間以上 450円

II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合

- ・超えた利用時間が2時間未満 100円
- ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
- ・超えた利用時間が3時間以上 300円

(エ) 就労支援型施設加算（事務経費）

1か所当たり年額 1,383,200円

※1 ※2③の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする

※2 次の要件を満たす施設に適用する。

- ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること
- ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること
- ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

イ 在籍園児以外の児童分（（3）を除く）（児童1人当たり日額）

(ア) 基本分	800円
(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）	
・超えた利用時間が2時間未満	150円
・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円
・超えた利用時間が3時間以上	450円

※ 公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,010,000円を上限額とする（なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)及びイ(イ)に係る基準額）を適用したことにより、10,010,000円を超えた場合は、この限りでない）。

(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額）

(ア) 基本分	1,850円
(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）	
・超えた利用時間が2時間未満	230円
・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	460円
・超えた利用時間が3時間以上	690円

(4) 余裕活用型（児童1人当たり日額） 2,200円

(5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額）

ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童	
利用時間4時間以上	8,700円
利用時間4時間未満	4,350円

イ 緊急一時預かり対象児童

利用時間4時間以上	11,000円
-----------	---------

利用時間 4 時間未満 5,500円

(6) 災害特例型 (児童 1 人当たり月額)

利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額

※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。

2 開設準備経費 (1 か所当たり年額)

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 600,000円

※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。

※ (1)は災害特例型を除く。

※ (2)は一般型に限る。

病児保
育事業

病児保
育事業
(事業
費)

1 病児対応型

(1) 基本分 1 か所当たり年額 4,894,000円

うち改善分 2,447,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)
10人以上50人未満	510,000円
50人以上200人未満	2,550,000円
200人以上400人未満	4,334,000円
400人以上600人未満	6,373,000円
600人以上800人未満	7,902,000円

病児保育
事業の実
施に必要
な経費

800人以上1,000人未満	9,942,000円
1,000人以上1,200人未満	11,982,000円
1,200人以上1,400人未満	14,021,000円
1,400人以上1,600人未満	16,060,000円
1,600人以上1,800人未満	18,099,000円
1,800人以上2,000人未満	20,139,000円
2,000人以上2,200人未満	22,179,000円
2,200人以上2,400人未満	24,179,000円
2,400人以上2,600人未満	26,179,000円
2,600人以上2,800人未満	28,179,000円
2,800人以上3,000人未満	30,179,000円
3,000人以上3,200人未満	32,159,000円
3,200人以上3,400人未満	34,139,000円
3,400人以上3,600人未満	36,119,000円
3,600人以上3,800人未満	38,099,000円
3,800人以上4,000人未満	40,079,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,600,000円

エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1 か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成30年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(1) 基本分 1 か所当たり年額 4,068,000円

うち改善分 2,034,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)
10人以上50人未満	406,000円

50人以上200人未満	2,236,000円
200人以上400人未満	3,149,000円
400人以上600人未満	5,080,000円
600人以上800人未満	6,908,000円
800人以上1,000人未満	8,840,000円
1,000人以上1,200人未満	10,771,000円
1,200人以上1,400人未満	12,702,000円
1,400人以上1,600人未満	14,631,000円
1,600人以上1,800人未満	16,562,000円
1,800人以上2,000人未満	18,493,000円
2,000人以上2,200人未満	20,422,000円
2,200人以上2,400人未満	22,322,000円
2,400人以上2,600人未満	24,222,000円
2,600人以上2,800人未満	26,122,000円
2,800人以上3,000人未満	28,022,000円
3,000人以上3,200人未満	29,903,000円
3,200人以上3,400人未満	31,784,000円
3,400人以上3,600人未満	33,665,000円
3,600人以上3,800人未満	35,546,000円
3,800人以上4,000人未満	37,427,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,600,000円

エ 研修参加費用 職員 1 人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成30年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型

(1) 基本分 1 か所当たり年額 4,371,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、
2,186,000円）

※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合

	<p>(2) 加算分</p> <p>ア 送迎対応を行う看護師等雇上費 1 か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>イ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,600,000円</p> <p>ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円</p> <p>(3) 改善分 1 か所当たり年額 4,371,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,186,000円)</p> <p>※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p> <p>4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) 6,958,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、3,479,000円)</p>	
病児保育(特定分・低所得者減免加算)	<p>1. 低所得者減免分加算(病児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2. 低所得者減免分加算(病後児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>	病児保育事業の実施に必要な経費
子育て	1 運営費(1市町村当たり年額)	子育て援

援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(1) 基本事業

ア 基本分

会員数	基準額
50人～ 99人	1,800,000円
100人～ 299人	2,000,000円
300人～ 599人	2,800,000円
600人～ 999人	4,000,000円
1,000人～1,499人	8,100,000円
1,500人～1,999人	12,100,000円
2,000人～2,999人	16,200,000円
3,000人以上	20,200,000円

イ 加算分

(ア) 支部の設置か所数に応じた加算(政令指定都市に限る)

- ・ 10か所以上 10,100,000円
- ・ 10か所未満 支部数×1,000,000円

(イ) 24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする)の実施による加算

360,000円

(ウ) 土日実施加算 1,800,000円

※ 土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。

- ① 会員登録を行うための事業説明会
- ② アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

イ 加算分

助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）の実施に必要な経費

	(ア)近隣市町村会員受入	1,000,000円	
	(イ)初年度体制整備（事業開始年度に限る）	4,000,000円	
	(3)ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算	400,000円	
	2 開設準備経費（1市町村当たり年額）		
	(1)改修費等	4,000,000円	
	(2)礼金及び賃借料（開設前月分）	600,000円	
	※ (1)(2)とも平成30年度に支払われたものに限る。		